

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

平成十六年六月二十九日

規則第五十四号

改正	平成一七年	三月二二日規則第二七号	平成一八年	三月三十一日規則第二八号
	平成二〇年	三月二八日規則第三四号	平成二四年	三月三〇日規則第二二号
	平成三一年	三月二九日規則第一八号	令和 元年	六月二八日規則第四九号
	令和 二年	三月三十一日規則第三二号	令和 二年	一月二二日規則第八〇号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則をここに公布する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「法」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第二条 法第四十七条（法第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により、引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、[別表](#)に掲げる場所に閲覧所を置く。

(閲覧時間及び休日)

第三条 登録簿の閲覧時間は、午前九時から午後五時十五分までとする。

2 閲覧所の定期休日は、[県の休日に関する条例（平成元年愛知県条例第四号）第一条第一項](#)各号に掲げる日とする。

3 知事は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の伸縮をするものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

(持出しの禁止)

第四条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(廃業等の届出)

第六条 法第四十八条第一項（法第五十九条において準用する場合を含む。）及び法第六十四条（法第七十二条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出は、引

取業・フロン類回収業・解体業・破碎業廃業等届出書（[様式第一](#)）によりしなければならない。

- 2 前項に規定する届出書（法第六十四条の規定による届出に係るものに限る。）には、当該届出者が法第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定により受けた許可に係る許可証（以下「許可証」という。）を添えなければならない。

（許可証の再交付申請等）

第七条 法第六十条第一項の規定による許可を受けた者（以下「解体業者」という。）及び法第六十七条第一項の規定による許可を受けた者（以下「破碎業者」という。）は、許可証を汚損し、破損し、又は亡失したときは、許可証再交付申請書（[様式第二](#)）により、その再交付を知事に申請することができる。許可証を汚損し、又は破損した場合には、当該汚損し、又は破損した許可証を添えなければならない。

- 2 解体業者及び破碎業者は、次の各号（第二号にあっては、破碎業者に限る。）のいずれかに該当するときは、直ちに、知事に許可証（第三号に該当するときは、発見した許可証）を返納しなければならない。

- 一 許可を取り消されたとき。
- 二 法第七十条の規定による変更の許可を受けたとき。
- 三 許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したとき。

（提出書類の部数及び経由）

第八条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類（以下「提出書類」という。）の部数は、次のとおりとする。

- 一 省令第六十条第一項、第六十三条第一項及び第二項並びに第六十四条の規定による提出書類並びに第六条及び第七条の規定による提出書類（破碎業者の提出するものに限るものとし、許可証を除く。） 正本一部及び副本一部
- 二 前号に掲げる書類以外の提出書類 正本一部

- 2 提出書類は、当該申請者又は届出者の主たる事業所の所在地を所管する東三河総局又は県民事務所の長を経由しなければならない。

一部改正〔平成二〇年規則三四号・二四年二二号〕

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第六条第一項の規定中法第六十四条（法第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出に関する部分、第六条第二項及び第七条の規定並びに第八条の規定（解体業及び破碎業に係る提出書類に関する部分に限る。）は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十二日規則第二十七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第三条、第五条、第六条、第八条、第十条及び第十一条の規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている届出書その他の用紙は、これらの規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第二十八号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日規則第三十四号抄）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則（平成二十四年三月三十日規則第二十二号抄）
- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第十八号抄）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日規則第三十二号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十八日規則第八十号）

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第二条関係）

場所	
名古屋市中区三の丸三丁目一番二号	愛知県環境局資源循環推進課内
豊橋市八町通五丁目四番地	愛知県東三河総局県民環境部環境保全課内
新城市字石名号二十番地の一	愛知県東三河総局新城設楽振興事務所環境保全課内
名古屋市中区三の丸二丁目六番一号	愛知県尾張県民事務所廃棄物対策課内
津島市西柳原町一丁目十四番地	愛知県海部県民事務所環境保全課内
半田市出口町一丁目三十六番地	愛知県知多県民事務所環境保全課内
岡崎市明大寺本町一丁目四番地	愛知県西三河県民事務所廃棄物対策課内
豊田市元城町四丁目四十五番地	愛知県西三河県民事務所豊田加茂環境保全課内

全部改正〔平成二四年規則二二号〕、一部改正〔平成三十一年規則一八号・令和二年三二号〕

様式第1（第6条関係）

引 取 業
フロン類回収業 廃業等届出書
解 体 業
破 碎 業

年 月 日

愛知県知事 殿

住所
届出者
氏名
〔名称及び
代表者氏名〕

第48条第1項
使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条第1項
第64条
第72条において準用する同法第64条

の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

氏名又は名称 (法人にあっては、名称及び 代表者の氏名)	
住 所	
登録又は許可の年月日	年 月 日
登録又は許可の番号	第 号
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の理由 (該当する番号を○で囲むこと。な お、破砕業の許可に係る事業の範囲の 一部を廃止した場合にあっては、括弧 内に一部廃止の内容を記載すること。)	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 合併又は破産手続開始の決定以外の事由による解散 5 事業の廃止 ()

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

一部改正〔平成17年規則27号・令和元年49号・2年80号〕

様式第2 (第7条関係)

許可証再交付申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所
申請者
氏名
(名称及び
代表者氏名)

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第7条の規定により、下記のとおり許可証の再交付を申請します。

記

再交付の申請をする許可証の種類	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
再交付申請の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
一部改正〔令和元年規則49号・2年80号〕